

稚エネ第 903 号
令和 5 年 12 月 28 日

北海道知事 鈴木 直道 様

稚内市長 工 藤 広



環境影響評価法に基づく意見について

令和 5 年 11 月 28 日付、環境第 856 号で通知のありました標記の件について、下記のとおり意見を提出いたします。

記

稚内タツナラシ山ウィンドファーム（仮称）計画段階環境配慮書の事業について、事業実施想定区域は「稚内市風力発電施設建設ガイドライン」（以下、ガイドライン。）において、「特に定めのない場所」に該当するが、2 km 以内に民家が存在する区域であることから、ガイドラインの遵守に加え、以下の点に関して、特段の配慮が必要であると考えます。また、各種調査については、適宜、調査結果を報告することが必要であると考えます。

1. 事業実施想定区域は、稼働中及び環境アセス中の事業が隣接していることから、関係する環境影響評価項目に係る累積的な影響について、十分な調査を行うとともに、予測及び評価が適切なものとなるよう、騒音や低周波音、動植物、河川への影響など多角的に検討すること。
2. 風力発電機の設置が想定される範囲から最も近い住居までの距離は 1 km に位置していることから、騒音や低周波音等の様々な影響について、調査を行い適切な対応を行うこと。
3. 稚内市の水道水用水源である北辰ダムが事業想定区域付近にあるため、その建設にあたっては、水源保全の観点から、稚内市との事前協議を行うほか、専門家等の意見を聴取し、十分に配慮すること。
4. 事業実施想定区域の周辺には声問川及び増幌川が存在しているため、その建設にあたっては、河川に与える様々な影響について、調査を行い適切な対応を行うこと。
5. 事業の実施にあたっては、関係省庁にて、現行の保安林等を確認するとともに、森林法、航空法等の各種法の規制を遵守した計画とすること。

環境生活部環境局環境政策課

- 6. 1. - 4 収受

第 582 号

6. 事業の実施にあたっては、稚内空港の運用に支障が生じないように、関係機関等との調整を行うこと。
7. 事業の実施にあたっては、稚内空港や観光施設等の眺望点からの景観について、3D映像やフォトモンタージュ等を活用し地域住民等へ分かりやすい説明を行うとともに、影響が最小限となるよう、十分に配慮すること。
8. 事業実施想定区域内について、風力発電設備の建設及びこれに伴う輸送路建設の規模が1haを超えることが想定されるため、埋蔵文化財保護の観点から稚内市教育委員会との事前協議を行うこと。
9. オジロワシ、オオワシ等の天然記念物について、文化財保護の観点から、事業の各段階において、十分に配慮すること。
10. 地域住民等から自然環境や景観への影響、騒音及び低周波音による健康被害、撤去時の適正な処置などに対する不安の声が多く寄せられていることから、地域住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明、合意形成など適切な対応に努めること。

(企画総務部エネルギー対策課)